

# ケアラー支援の推進に係る広報啓発物制作業務 公募型プロポーザル募集要項

## 1 趣旨・目的

令和6年11月、京都市会議員全員の共同提案により、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」（以下「条例」という。）が制定された。条例は、京都市会においてケアラーである当事者や支援者の皆様の御意見を聴取し、その思いを織り込んで制定されており、市民の皆様とともに作り上げられた。

「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。条例は、「全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現する」ことを目的としており、京都市では、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等の様々な人や機関・団体等がお互いに連携・協力しながら、ケアラーを社会全体で支えるまちづくりを目指していく。

このような条例の理念を市民の皆様と共有し、全てのケアラーが自分らしく生きることができるとともに、社会の実現を一緒に目指していくに当たり、ケアラー支援の推進に係る広報・啓発を実施する。本要項は、当該広報・啓発に関する業務について、民間事業者へ委託するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により、事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託事業の概要

### (1) 件名

ケアラー支援の推進に係る広報啓発物制作業務

### (2) 委託内容

別紙1「ケアラー支援の推進に係る広報啓発物制作業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (4) 委託金額の上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、委託業務の実施に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

## 3 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有すると認められる者。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあつては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

(3) 参加申込日から契約締結日までの期間に、京都市競争入札等取扱要項第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと

(4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

(7) 共同事業体による参加の申込にあつては、以下の資格要件をすべて満たすこと。

ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（1）～（6）の要件を満たすこと。

イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

#### 4 書類の提出

プロポーザルの参加を希望する者は、次の書類等を郵送（書留郵便に限る。）、Eメール又は直接持参することにより提出すること。

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書（様式1） 1部

イ 提案企業概要等（様式2及びパンフレット等） 4部

ウ 企画提案書等（任意様式） 各4部

##### (ア) 企画提案書

仕様書の内容を十分理解したうえで、本業務に係る提案内容のほか、本業務に対する取組方針、実施手法、人員等の実施体制、スケジュール等を具体的に記載すること。

用紙サイズはA4（ただし、A3判の用紙をA4サイズに折り込むことは可）とし、様式は任意とする。

##### (イ) 類似業務の実績

同種・類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）の受託実績があれば記載すること。なお、複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるもの1件を記載すること。また、記載した業務実績については契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）を添付すること。

エ ポスターのデザイン案 1部

仕様書に基づき作成したポスターのデザイン案を、B2（縦）サイズで提出すること（1者が複数案提出することも可とする。）。また、全てのデザイン案の裏面に、会社名と通し番号（複数案がある場合）を明記すること。ただし、提案者が類推できる表現は入れないこと。

※ 提案段階では、シンボルマーク及びキャッチコピーが決定していないため、それぞれが入るスペースを確保しておくこと。

オ 見積書及び見積内訳書（任意様式） 4部（正本1部、複写3部）

カ 共同事業体の協定書（任意様式） 1部 ※該当する場合のみ

共同事業体の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。

※ 京都市競争入札参加有資格者でない場合は、上記に掲げる書類とともに、次の書類を提出すること。全ての書類について原本（コピー不可）を各1部持参又は郵送により提出すること。なお、各証明書は申請日前3か月以内に発行のものとする。

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 納税証明書（国税及び地方税）
- ・ 納付証明書（水道料金・下水道使用料）
- ・ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書（様式3）

(2) 提出部数

持参又は郵送の場合は、上記のとおり。

電子メールの場合は、PDF形式の電子データ。

(3) 提出期限

令和7年9月3日（水）午後5時必着

(4) 留意事項

ア 提出資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 提出資料は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

ウ 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、一切受け付けない。

エ 提出資料は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

オ 提出資料は返却しない。

カ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

キ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

## 5 本件に関する質問事項の受付

本件募集内容に関する質疑及び回答は、次のとおりとする。なお、評価基準に関する質問事項や、受付期限経過後の質問事項には回答しない。

(1) 質疑の資格

本要項「3 参加資格」を満たす者。

(2) 質疑の方法

質問書（任意様式）の送付等により、「11 問合せ先及び提出先」に電子メールで送付すること（ただし、メール件名を「ケアラー支援の推進に係る広報啓発物制作業務に関する質問事項」と明記すること。）。

なお、原則として、電子メール以外の方法での質問事項には回答しない

(3) 質問の受付期限

令和7年8月27日（水）午後5時まで

(4) 回答方法

質問者に関する情報は伏せ、京都市情報館に回答を掲載する（令和7年8月29日（金）予定）。なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

## 6 受託者選定の方法

(1) 選定方法

提出された書類に基づき、本市で審査を行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

なお、必要に応じて提案者には、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合受託候補者に個別に連絡する。また、評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

(2) 審査基準

別紙2「ケアラー支援の推進に係る広報啓発物制作業務 提案内容評価要領」に基づき、提案内容等を総合的に評価する。

評価点の平均が6割以上の提案者から選定し、提案者が1社のみでも同様とする。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、審査後、全ての応募者に対し、書面により通知する。

また、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由を京都市情報館に掲載する。

なお、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

## 7 委託契約

(1) 選定された受託候補者と仕様書、契約条件の詳細を協議のうえ、契約を締結する。

(2) 選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。

(3) 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務の全部又は主体的部分を包括的に再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

- (4) この要項に記載のない申込に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

## 8 広報啓発物の企画・制作について

- (1) 提出されたポスター等デザイン案を基に、京都市と十分調整のうえ、企画・制作を行うこと。
- (2) 京都市は、制作に必要な資料（ケアラー支援や介護離職防止に関する情報等）を受託者に提供すること。
- (3) 受託者は、京都市の確認を受けた後、デザインを完成させること。
- (4) 制作したデザインに含まれる企画、出演者、画像等の著作権及び使用料等の費用の調整は、受託者が行うこと。
- (5) 受託者は京都市に対し、本件成果物が、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 本委託業務を通じて発生する成果物等の第三者への提供や内容の転載については、京都市の承諾を必要とする。
- (7) 受託者は、制作した素材について京都市が転用することを妨げないこと。
- (8) 今後の使用に際して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。
- (9) 広報を目的に、デザインデータを別の規格形式や圧縮方式等へ変更する場合、法的又は物理的制限がないものとする。
- (10) 受託者は本仕様書に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、京都市と協議のうえ実施すること。

## 9 スケジュール（予定）

日程	実施内容
令和7年8月20日（水）	プロポーザル募集開始
令和7年8月27日（水）午後5時	質問受付期限
令和7年8月29日（金）	質問への回答
令和7年9月3日（水）午後5時	提出書類等の提出期限
令和7年9月上旬	審査結果の通知・公表

## 10 留意事項

- (1) 失格となる参加表明書及び企画提案書  
参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は別途通知する。
  - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
  - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 虚偽の内容が記載されているもの
  - オ 仕様書の要件を満たしていないもの
  - カ 同一法人・企業からの重複した申請
- (2) その他

- ア 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- イ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属する。
- ウ 委託業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
- エ プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加を申し込む者の負担とする。
- オ 提出された書類は返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- カ 審査の経過及び審査結果等に関する問合せには一切応じない。
- キ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

## 11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎4階）

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 企画・ケアラー支援推進担当  
（櫻井、竹原、小野）

TEL：075-222-3527

メール：chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp